

青森法学会規約

第1条 (名称) 本会は「青森法学会(Aomori Law Institute)」と称する。

第2条 (目的) 本会は法学・政治学およびその関連分野の研究・普及を図ることをもって目的とする。

第3条 (事業) 本会は次の事業を行う。

- 1 研究会・講演会の開催
- 2 研究誌の発行
- 3 その他、総会で適当と認めた事業

第4条 (事務局) 本会の事務局は弘前大学人文学部研究室内に置く。

第5条 (会員) ①以下のいずれかに該当する者は、本会会員となることができる。

- 1 青森県内の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する法学・政治学およびその関連分野の研究者
- 2 青森県内の法曹、その他法律・行政に関わる実務家
- 3 青森県内の大学・大学院に在籍する学生およびその卒業生で、本会会員の推薦を受けた者
- 4 その他本会の趣旨に賛同する者（法人を含む）で、本会会員の推薦を受けた者

②会員になろうとする者は、理事会に入会を申し込み、その承認を得るものとする。

③会員は総会で定める年会費を納入しなければならない。

第6条 (役員) ①本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 理事 若干名
- 3 監事 1名

②前項第2号ないし第3号の役員は総会で選出する。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

③第1項第1号ないし第2号の役員をもって理事会を組織する。

④第1項第1号の役員は理事会において互選により決定する。

第7条 (総会) ①会長（会長に事故がある場合はその代理、以下同じ）は毎年1回総会を招集しなければならない。また、会長が必要と認めるときは、何時でも総会を招集することができる。

②総会は会員の3分の1の出席をもって成立する。

③総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。総会に出席しない会員は、書面により他の会員に議決権の行使を委任することができる。

第8条 (改正) 本規約を改正するには、総会における出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則 1. 本規約は1999年1月24日から効力を有する。

青森法学会役員	会長	堀内健志（弘前大学）	理事	尾崎正利（青森中央学院大学）
	理事	大竹昭裕（青森県立保健大学）	理事	松村恵二（弘前大学）
	監事	松原邦明（弘前大学名誉教授）		

青森法学会学術雑誌規程

1. 青森法学会は、法学・政治学およびその関連分野の研究の発展を目的として、『青森法政論叢』（以下本誌という）を刊行する。
2. 本誌の編集は、青森法学会におかれる編集委員会が行う。
3. 本誌に投稿する資格を有する者は、次の通りとする。
 - ①青森法学会の会員
 - ②編集委員会が特に認めた者
4. 本稿に掲載する原稿の種類と長さ（400字詰め原稿用紙換算）は、原則として、以下の通りとする。

論文	70枚以内	研究ノート	40枚以内	判例研究	30枚以内
報告	30枚以内	書評	20枚以内		
5. 投稿原稿の採否に関しては、編集委員会の委嘱する審査委員の審査を経て、編集委員会で決定する。
6. 原稿の掲載が決定した者に対し、雑誌発行に要する費用の一部について、応分の負担を求められることがある。

執筆者紹介

- 渡辺 義弘（弁護士 民事手続法）
會津 明郎（憲法）
椎名 智彦（青森中央学院大学 英米法）
美根 慶樹（キャノングローバル戦略研究所 国際政治）
村松 恵二（弘前大学 政治学）
堀内 健志（弘前大学 憲法）
長畑 周史（青森中央学院大学 商法）

青森法政論叢編集委員会

村松恵二（委員長） 大竹昭裕 小俣勝治

児山正史 西東克介

2010年8月31日発行 ¥1260 [本体¥1200]

編集兼
発行者

青森法学会

〒036-8560 弘前市文京町1番地
弘前大学人文学部内

印刷所 ぶりんていあ第二

青森法政論叢

第十一号

青森法学会